

相模原市農業委員会第28回会議議事録

開 会 日 時 令和3年6月30日 午後1時39分

閉 会 日 時 令和3年6月30日 午後2時33分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (○印)

1	西山和秀	⑩	小林康史	⑰	高橋三行
②	八木拓美	⑪	齋藤憲一	⑱	天野明
3	關山富雄	⑫	菱山喜章	⑲	加藤正博
5	江藤昭利	⑬	八木健一		
⑥	阿部健	⑭	金井睦		
⑦	渋谷利雄	⑮	榎田和子		
⑨	市川忠孝	⑯	藤村達人		

出席委員 14名

欠席委員 3名 (1番西山和秀委員、3番關山富雄委員、5番江藤昭利委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席 12番

議席 6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第14回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第20号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第22号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第23号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第24号	農用地利用配分計画の作成について
10	議案第25号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
11	報告第16号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
12	報告第17号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
13	報告第18号	農地造成工事の施工承認について
14	報告第19号	非農地証明書の発行について
15	報告第20号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第21号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第22号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第28回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にお願いいたします。

事務局（高野次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は14名で定足数に達しております。

本日、1番西山和秀委員、3番關山富雄委員、5番江藤昭利委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、12番菱山喜章委員を御指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程1 会務報告

日程2 第14回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第14回農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

会務報告の「1会議（2）市関係⑥鳥獣被害防止対策協議会」についてですけれども、実は私から報告しなかったんですが、もう一つありまして、市の協議会が6月4日にありました。こちらでは、国の交付金等について決算報告と予算の説明がありました。昨年度から本年度にかけて予算が3分の2程度に減っているんですね。

それから、本年度、市の鳥獣被害防止計画について改定を行うということで、28日に市協議会と緑区の協議会合同で検討が行われたということです。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。ほかによろしいですか。

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」及び「第14回農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について御説明いたします。2ページを御覧ください。

收受番号3-1006は、有限会社藤野開発が所有する農地を、緑区日連に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地になります。申請地は緑区日連の畑、1筆、1,215㎡です。今後の作付は、ジャガイモ、白菜等の露地野菜の栽培を計画しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、1,583㎡、適切に管理されていることを確認しており、当該農地を含め、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が170日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1006については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

今月の25日午前に調査にまいりました。事務局の説明どおりでございますが、ただ、この写真と今の状況は、時間の経過のため、草が1m近く繁茂しているような状態ですので、許可の際には、事務局から申し入れをしていただきたいと思います。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第19号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-9は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-9は、譲受人の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。案内図は2ページを御覧ください。申請地は緑区大島の畑、2筆、合計702㎡です。リニア中央新幹線は、品川と名古屋との間を通る計画で、旧相模原市内では境川から相模川まで地下トンネルを通りますが、その区間については区分地上権を設定することになります。区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネル等を建設する場合に必要となります。地下40mよりも深い場所には大深度法の適用を受け、区分地上権の設定は不要となります。旧相模原市域での農地の区分地上権の設定は、宮下本町から大島方面にかけて、おおよそ50件の予定です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は地下を使用するための区分地上権の設定です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第19号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第20号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-2から4-4は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-2は、申請人が所有する中央区上溝の農地、1筆、541㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板高さ10cmを設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名新宿あおぞら公園の南東約180mです。

続きまして、收受番号4-3は、申請人が所有する中央区田名の農地、1筆、1,688㎡のうち、147.48㎡に農産加工施設を建設するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は農業振興地域内農用区域です。申請理由といたしましては、農業経営安定化のため、自ら栽培生産したオリーブの加工施設を建設するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設コンクリート土留めを利用し、雨水については、雨水浸透柵による敷地内浸透、汚水については、合併浄化槽を設置する計画です。申請地は、けい産婦人科クリニックの南西約280mです。

続きまして、收受番号4-4は、申請人が所有する磯部の農地、1筆、330㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況については、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、土木業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、土留め鋼板高さ55cmを設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約210mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-2については、中央地区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

6月27日に現地を確認してまいりました。現状は、柿の木ですとか、多分、栗の木が植わっています。下はきれいになっておりまして、境界も分かりやすく、はっきりしております。資材置場及び駐車場ということですのでけれども、案内図で見ますと、ちょうど矢印の①、②と書いてあるところ辺りが車両の出入口2か所になります。上側と下側は万能鋼板を横にして砂利の中に埋め込むような感じで雨水の流出を防ぐ計画です。現地は果樹畑ということで、周りより赤土が盛ってあるような感じでした、特にバイパスの反対側の市道の細い道側のほうが高い印象があります。その辺は整地してならずと思えますけれども、きちんとならして、雨水の流出等はしっかりやっていただきたいと思えます。周りの畑に影響はないと思えますので、特に問題ないと思えます。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-3については、中央地区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

6月26日に現地を確認してきました。果樹畑ということで、オリーブが40本ぐらい植わっているところで、この一画は何も耕作していないところがありまして、写真で見ると、点線で囲ったところに防草シートが張ってあり、大体、きれいな状況になっておりました。加工場と倉庫ということで申請がなされていまして、いただいた資料では、細かい計画がしっかりなされていたので、このとおりにいけば問題はないと思えます。

以上です。

議長（八木会長）

收受番号4-4については、南区担当の西山委員にお願いするところがございますが、本日、欠席しております。西山委員より、6月25日に現地確認をしたところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

以上です。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第21号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-3及び5-1017から5-1018は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号5-3は、貸出人の所有する南区新磯野の農地、3筆、1,733㎡を、借受人が賃借権の設定により借受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、自動車販売業を営んでおり、区画整理による減歩と事業規模拡大により車両置場が手狭となるため、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、既設安全鋼板を利用するほか、安全鋼板高さ60cmで土留めをする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の西約290mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。8ページから9ページを御覧ください。

收受番号5-1017は、譲受人の株式会社都木材緑化が、譲渡人の所有する緑区城山の農地、1筆、1,267㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、林業を営んでおり、現在使用している資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロックを利用するとともに、鋼板約50cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は中沢中学校の北約260mです。

続きまして、收受番号5-1018は、譲渡人の所有する緑区千木良の農地、2筆、147㎡を、譲受人が所有権移転を受け、敷地拡張で転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、自己住宅の敷地が手狭であり、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリート擁壁を使用し、雨水については敷地内浸透とする

計画です。申請地は千木良診療所の南東約750mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-3については、南区担当の西山委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。西山委員より、6月25日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

收受番号5-1017については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

6月22日に現地調査しました。まず1点は、申請地には、まだ露地野菜等が少し作られているような状況でありました。

2点目に、案内図の7ページを御覧いただきたいと思いますが、斜線になっている申請地の右側、図面でいうと東側ですが、こちらはしっかりと耕作されている場所ですが東側ですので、日照等の問題はないと思われま。

それから3点目は、今回の譲渡人ですが、7ページの図面のちょうど左側に家が1軒あるわけで、⑤と書いてありますが、この場所は、過日、皆さんで決定しました、ここも今申請している人が造園の木を切ってここに置くということですが、大変きれいに、下は碎石をしっかりと固めた、水の浸透の問題がありますからそうだと思うんですが、驚くほどきれいに整備されておりました。今回も伐採した木とか造園した木をここに置くということですが、恐らく、同じようにきれいに整備してやるとお思いますので、脇の畑については影響がないですから、特に大丈夫だなと判断いたしました。御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-1018については、相模湖地区担当の江藤委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。江藤委員より、6月24日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

以上です。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第21号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 6 議案第 2 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第22号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-1020から3-1024は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の5件について説明いたします。11ページから13ページを御覧ください。

整理番号3-1020は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は9ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は1件、1筆、面積は667㎡です。

続きまして、整理番号3-1021は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は10ページを御覧ください。契約期間は5年6か月、件数は1件、1筆、面積は549㎡です。

次に、整理番号3-1022は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は11ページを御覧ください。契約期間は4年6か月、件数は1件、3筆、面積は1,522㎡です。

続きまして、整理番号3-1023、3-1024は、解除条件付法人の新規参入に伴い、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページ、13ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は2件、4筆、面積は2,031㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程8議案第23号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-17から3-18及び3-1025から3-1026は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページから16ページを御覧ください。案内図は14ページから15ページを御覧ください。

整理番号3-17から3-18は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協働組合の仲介により、耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は2件で、3筆、面積は合計2,215㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、15ページ、16ページを御覧ください。津久井事務所管内の2件を説明いたします。

整理番号3-1025、1026は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は2件、2筆、面積は1,868㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第23号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 2 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第24号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第24号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第24号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号3-16及び3-1003から3-1004は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和3年6月4日付けで相模原市農業組合代表理事組合長及び同年6月10日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和3年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページを御覧ください。案内図は、14ページから15ページを御覧ください。

整理番号3-16は、農地中間管理機構が耕作者に貸出しを行うことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は1件で、3筆、面積は合計2,215㎡です。耕作者につきましては、令和3年3月16日に新規就農者として認定いたしました。経歴としましては、かながわ農業サポーターによって新規就農ということで認定することとなりました。今後の作付計画につきましては、主に露地野菜、品名としましては、コカブ、インゲン、大根、枝豆、ジャガイモ等を作付していく計画となっております。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の2件を説明します。案内図は16ページ、17ページを御覧ください。

整理番号3-1003、3-1004は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が耕作者に貸出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。耕作者はそれぞれ、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は2件、2筆、面積は1,868㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 25 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動

の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びそ

の達成に向けた活動計画について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 25 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端副主幹）

それでは、19 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 25 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、公表するものとする。令和 3 年 6 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、20 ページから 30 ページを御覧ください。

議案第 25 号につきましては、既に 5 月の全員協議会でお示ししている内容でございます。令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、20 ページから 27 ページでございます。担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消への取組等を取りまとめたものでございます。

また、令和 3 年度の活動計画につきましては、28 ページから 30 ページでございます。同じく、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消への取組等の内容でございます。

策定・公表までの経過ですが、5 月 31 日の全員協議会及び 6 月 1 日付の通知による相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の書面開催において意見聴取をしました結果、皆様から御意見はございませんでした。

そこで、本日の総会で御決定いただき、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて関東農政局に報告することとなります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第25号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程10議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 報告第 1 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 2 報告第 1 7 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について

日程 1 3 報告第 1 8 号 農地造成工事の施工承認について

日程 1 4 報告第 1 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 2 0 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する
調査結果の報告について

日程 1 6 報告第 2 1 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 1 7 報告第 2 2 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 1 報告第 1 6 号から日程 1 7 報告第 2 2 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

4 8 ページの農地造成工事の施工承認ですが、耕作に適した土壌改良を行うということは、現在は耕作に不適であり劣悪な土壌なため盛土するという話でしょうか。こういう話はよくあるんですかね。

事務局（松浦所長）

おっしゃるとおり、今は耕作がなかなかできない土地になっていまして、現状は荒れた形になっております。今回、ご近所の土地から残土が少し出るのですが、耕作に適した土ですので、それを搬入して、その土地に合った土に変えて耕作をしたいということで申請が出ております。作付については梅の木ということで伺っております。被害防除等についても、法面整形で仕上げるような形で、委員さんを含めて確認をいただいて、農地造成の承認をさせていただいたという流れになっています。

以上です。

16番（藤村委員）

今、リニアで、この近くで、場合によっては、そういう土のいい出物があれば、それを有効利用するという話であれば、いい話だということになりますね。そう理解してよろしいでしょうか。

事務局（松浦所長）

今回はリニアではないんですけれども、近隣で数か月前に5条の許可をいただいたところで、そこの土を利用して、今回の農地造成工事のところに入れるという話を伺っております。

以上です。

16番（藤村委員）

はい、了解です。

議長（八木会長）

ほかによろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、ないようですので、以上で日程11報告第16号から日程17報告第22号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第28回総会を終了いたします。